

2025 年 10 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

アドバンス・レジデンス投資法人

代表者名 執行役員

樋口 達

(コード番号：3269)

資産運用会社名

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

伊藤忠リート・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長

東海林 淳一

問合せ先 常務執行役員 住宅事業本部長

工藤 勲

(TEL：0120-938-469)

(訂正・変更)「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」の一部訂正及び
変更に関するお知らせ

アドバンス・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2025 年 9 月 16 日付「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」の添付資料「第 8 回投資主総会招集ご通知」の記載内容の一部に訂正及び変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2025 年 10 月 8 日発送（予定）の「第 8 回投資主総会招集ご通知」は下記訂正・変更前の内容となりますが、訂正・変更後の内容に読み替えていただきますようお願いいたします。

記

1. 訂正の理由

規約一部変更の件（その 2）における運用報酬 1 及び運用報酬 2 の変更について、効力発生日を明確にするため。

2. 訂正箇所

第 8 回投資主総会招集ご通知 7 ページ

投資主総会参考書類

「第 2 号議案 規約一部変更の件（その 2）」の二重下線部分

1. 変更の理由

(1) 運用報酬と投資主利益との連動性を高めるため、運用報酬 1 及び運用報酬 2 の計算式を変更するものであります。運用報酬 1 については、現運用報酬 1 と現運用報酬 2 を合わせた報酬体系とし、当期純利益及び 1 口当たり分配金と連動性のある報酬体系として新たに運用報酬 2 を設定いたします（変更案別紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬「運用報酬 1」「運用報酬 2」）。また、変更後の運用報酬 1 及び運用報酬 2 の適用開始時期を明確化するため、別紙 3 に定める運用報酬 1 及び運用報酬 2 の変更については 2026 年 7 月期の期首である 2026 年 2 月 1 日から効力を生じる旨、附則を規定するものとします（変更案第 36 条）。

(2) 合併報酬について、本投資法人が吸収合併存続法人となる以外の場面も想定した規定に変更す

るものであります（変更案別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬「合併報酬」）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<u>（新設）</u> 別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次のとおりとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。 運用報酬1 本投資法人の当該営業期間の不動産賃貸事業収入合計（運用資産に不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券が含まれる場合には、当該運用資産に係る配当その他これに類する収益の額を含む。）から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）合計を控除した金額に7.0%を乗じた額を上限とする金額を決算日より2か月以内に支払う。 （新設）	<u>第36条（改正の効力発生）</u> <u>2025年10月27日の投資主総会の決議による本規約別紙3に定める運用報酬1及び運用報酬2の変更は、2026年2月1日に効力を生じる。なお、本条は当該効力発生日の翌日をもってこれを削除する。</u> 別紙3 資産運用会社に対する資産運用報酬 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次のとおりとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。 運用報酬1 以下の計算式に従って算出される金額を上限として、決算日より2か月以内に支払う。 <u><計算式></u> <u>当該営業期間に係るNOI×1口当たりFF0×0.0016%</u> <u>（なお、当該営業期間が6か月に満たない場合又は6か月を超える場合は、0.0016%に「6を当該営業期間の月数で除した数」を乗じた料率に調整する。）</u> <u>「NOI」とは、本投資法人の当該営業期間の不動産賃貸事業収入合計（運用資産に不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券が含まれる場合には、当該運用資産に係る配当その他これに類する収益の額を含む。）から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）合計を控除した金額をいう。</u> <u>「1口当たりFF0」とは、AをBで除した金額をいう。</u>

以下省略

3. 変更の理由

執行役員候補者の略歴記載の兼職先の商号に変更があったため。

4. 変更の内容

第8回投資主総会招集ご通知 10 ページ

投資主総会参考書類

「第3号議案 執行役員1名選任の件」の二重下線部分

【変更前】

氏 名 (生 年 月 日)	主 要 略 歴
ひ ぐち わたる 樋 口 達 (1970年10月30日)	1993年10月 会計士補登録
	1993年10月 監査法人トーマツ入所
	1997年 4 月 公認会計士登録
	2001年 4 月 司法研修所
	2002年10月 弁護士登録
	2002年10月 成和共同法律事務所入所
	2007年10月 同 パートナー
	2016年 6 月 <u>丸紅建材リース株式会社</u> 社外取締役（監査等委員）（現任）
	2018年10月 大手門法律会計事務所 代表パートナー（現任）
	2019年 6 月 オルガノ株式会社 社外監査役（現任）
	2019年10月 本投資法人 執行役員（現任）
	2022年 3 月 公益社団法人日本プロゴルフ協会 監事

【変更後】

氏 名 (生 年 月 日)	主 要 略 歴
ひ ぐち わたる 樋 口 達 (1970年10月30日)	1993年10月 会計士補登録
	1993年10月 監査法人トーマツ入所
	1997年 4 月 公認会計士登録
	2001年 4 月 司法研修所
	2002年10月 弁護士登録
	2002年10月 成和共同法律事務所入所
	2007年10月 同 パートナー
	2016年 6 月 <u>丸建リース株式会社</u> 社外取締役（監査等委員）（現任）
	2018年10月 大手門法律会計事務所 代表パートナー（現任）
	2019年 6 月 オルガノ株式会社 社外監査役（現任）
	2019年10月 本投資法人 執行役員（現任）
	2022年 3 月 公益社団法人日本プロゴルフ協会 監事

5. 変更の理由

監督役員候補者の略歴に変更があったため。

6. 変更の内容

第8回投資主総会招集ご通知 12 ページ

投資主総会参考書類

「第5号議案 監督役員3名選任の件」の二重下線部分

【変更前】

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	主 要 略 歴
3	こ みね ひかり 小 峰 光 (1971年10月27日)	1999年10月 中央監査法人入所 2004年 4 月 公認会計士登録 2009年10月 あらた監査法人入所 2018年 9 月 小峰公認会計士事務所 代表（現任） 2019年 6 月 内外テック株式会社 社外監査役（現任） 2022年 6 月 盟和産業株式会社 社外取締役 2022年11月 株式会社ルクス国際会計 代表取締役（現任） 2023年 1 月 株式会社Olive Union 社外監査役（ <u>現任</u> ） 2023年 6 月 盟和産業株式会社 社外取締役監査等委員（現任）

【変更後】

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	主 要 略 歴
3	こ みね ひかり 小 峰 光 (1971年10月27日)	1999年10月 中央監査法人入所 2004年 4 月 公認会計士登録 2009年10月 あらた監査法人入所 2018年 9 月 小峰公認会計士事務所 代表（現任） 2019年 6 月 内外テック株式会社 社外監査役（現任） 2022年 6 月 盟和産業株式会社 社外取締役 2022年11月 株式会社ルクス国際会計 代表取締役（現任） 2023年 1 月 株式会社Olive Union 社外監査役 2023年 6 月 盟和産業株式会社 社外取締役監査等委員（現任）

以 上

アドバンス・レジデンス投資法人とは

伊藤忠グループの資産運用会社「伊藤忠リート・マネジメント株式会社」が運用する、Jリート最大級の住宅特化型リートです。東京23区を中心に全国で賃貸住宅を保有しており、住宅という安定したアセットと、Jリート最大級の積立金（剰余金）を活用することで、長期的かつ安定した分配が期待できるディフェンシブ性の高いJリートです。

※「アドバンス」は、伊藤忠リート・マネジメント株式会社が運用する不動産投資法人の共通ブランドネームです。

本投資法人のホームページアドレス： <https://www.adr-reit.com>

資産運用会社のホームページアドレス： <https://www.itc-rm.co.jp/>